

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>(役職と役割)</p> <p>第五条 本チームには、「チーム長」、「副チーム長」、「事務局長」を各1名設置する。</p> <p>(1) 「チーム長」は本チームの代表者としてチームの全体を統括しつつ、本チームによる本事業の遂行上必要な対外的対応を実施する<u>ものとし、公益社団法人福島相双復興推進機構理事長がその職務を行う。</u></p> <p>(2) 「副チーム長」はチーム長が行う全体統括を補佐しつつ、対外的対応を実施する<u>ものとし、原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム事務局長補佐がその職務を行う。</u></p> <p>(3) 「事務局長」は本チームの実務の責任者として、常務処理に加えて、個別具体的な案件の処理のとりまとめを行うとともに、必要な範囲内で対外的対応を実施する<u>ものとし、公益社団法人福島相双復興推進機構専務理事がその職務を行う。</u></p> <p><u>(4) 「チーム長」又は「副チーム長」若しくは「事務局長」に事故があるときは、協議会が指名する者がその職務を代行するものとする。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、「総務調整グループ」、「事業者支援グループ」、「<u>広域まちづくりグループ</u>」、「営農再開グループ」、「<u>産業創出グループ</u>」を設置する。</p> <p>2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) 「総務調整グループ」の主な業務</p> <p>イ) チームの全体戦略や事業計画の策定</p> <p>ロ) 他グループの管理・監督</p>	<p>(役職と役割)</p> <p>第五条 本チームには、<u>協議会による指名に基づき</u>、「チーム長」、「副チーム長」、「事務局長」を各1名設置する。</p> <p>(1) 「チーム長」は本チームの代表者としてチームの全体を統括しつつ、本チームによる本事業の遂行上必要な対外的対応を実施する。</p> <p>(2) 「副チーム長」はチーム長が行う全体統括を補佐しつつ、対外的対応を実施する。</p> <p>(3) 「事務局長」は本チームの実務の責任者として、常務処理に加えて、個別具体的な案件の処理のとりまとめを行うとともに、必要な範囲内で対外的対応を実施する。</p> <p>(組織)</p> <p>第六条 本チームに、本事業を円滑に実施するための実働単位として、「総務調整グループ」、「事業者支援グループ」、「<u>地域・生活支援グループ</u>」、「営農再開グループ」、「<u>企画グループ</u>」を設置する。</p> <p>2 各グループの所掌は以下の通りとする。ただし、協議会は、必要に応じて、これらの所掌やグループ構成の変更・修正を決定することができる。</p> <p>(1) 「総務調整グループ」の主な業務</p> <p>イ) チームの全体戦略や事業計画の策定</p> <p>ロ) 他グループの管理・監督</p>

<p>ハ) その他、他グループに属さない業務</p> <p>(2) 「事業者支援グループ」の主な業務</p> <p>イ) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である 12 市町村において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々及び浜通り地域等（当該 12 市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業等を営む方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと</p> <p>ロ) 事業者に対するカウンセリング</p> <p>ハ) 事業者に対する事業再開・継続、承継・転業等に関する支援、各種提案</p> <p>二) 上記イ) からハ) に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(3) 「<u>広域まちづくりグループ</u>」の主な業務</p> <p>イ) <u>自治体等のまちづくりに関する支援及び移住・定住の促進に関する業務</u></p> <p>ロ) <u>自治体等の先導的かつ広域的な取組に関する支援業務</u></p> <p>ハ) <u>地域の価値創出及び交流人口拡大に関する業務</u></p> <p>二) <u>上記イ) からハ) に掲げる業務に附帯する業務</u></p> <p>(4) 「<u>営農再開グループ</u>」の主な業務</p> <p>イ) 市町村が行う農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定等に<u>関する</u>支援業務</p> <p>ロ) 地域農業の将来像の実現に向けた農業者等への支援業務</p> <p>ハ) 農産物加工品等の販路開拓に<u>関する</u>支援業務</p> <p>二) 上記イ) からハ) に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(5) 「<u>産業創出グループ</u>」の主な業務</p> <p>イ) <u>地域経済を牽引する事業者の創出・支援に関する業務</u></p> <p>ロ) <u>産業集積の形成に関する業務</u></p> <p>ハ) <u>新たな技術等に関する実証フィールド化の推進に関する業務</u></p>	<p>ハ) その他、他グループに属さない業務</p> <p>(2) 「事業者支援グループ」の主な業務</p> <p>イ) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象地域である 12 市町村において東日本大震災当時事業を営まれていた事業者の方々及び浜通り地域等（当該 12 市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町をいう。）において水産関係の仲買・加工業等を営む方々（以下「事業者」という。）に個別訪問等を行い、現状や課題について調査を行うこと</p> <p>ロ) 事業者に対するカウンセリング</p> <p>ハ) 事業者に対する事業再開・継続、承継・転業等に関する支援、各種提案</p> <p>二) 上記イ) からハ) に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(3) 「<u>地域・生活支援グループ</u>」の主な業務</p> <p>イ) <u>事業再開等に必要地域的生活環境整備に係る支援業務</u></p> <p>ロ) <u>自治体等のまちづくり等に関連した取組に係る支援業務</u></p> <p>ハ) <u>上記イ) およびロ) に掲げる業務に附帯する業務</u></p> <p>(4) 「<u>営農再開グループ</u>」の主な業務</p> <p>イ) 市町村が行う農業者の意向把握や地域農業の将来像の策定等に<u>係る</u>支援業務</p> <p>ロ) 地域農業の将来像の実現に向けた農業者等への支援業務</p> <p>ハ) 農産物加工品等の販路開拓に<u>係る</u>支援業務</p> <p>二) 上記イ) からハ) に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>(5) 「<u>企画グループ</u>」の主な業務</p> <p>イ) <u>国等の政策に関連した産業振興、雇用創出等に係る支援業務</u></p> <p>ロ) <u>域外との交流に係る業務</u></p>
---	--

二) 上記イ) からハ) に掲げる業務に附帯する業務

ハ) 上記イ) およびロ) に掲げる業務に附帯する業務